

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

菊池市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧菊池地域

(1) 現況

本地域の平坦地は整備が行われ、生産条件が整った集団的な農地が展開し、主に水稻、麦、大豆、露地野菜と施設園芸などを複合経営が展開している。今優良農地の保全とともに、水路、農道等の地域資源の保全を図る。

中山間地域は、水資源のかん養や国土保全など、多面的機能を発揮して、優良農地の保全とともに、水路、農道等の地域資源の保全を図る必要があるとともに、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産活動に努める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図る活動、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

2. 旧七城地域

(1) 現況

七城地域中央に菊池川、迫間川が流れ、肥沃な水田地帯を生かし、米、野菜、花き、メロン、たばこ等の農業が盛んで、地下水の涵養にあたって重要な地域である。また、平均標高 73m の台地及び傾斜地においては、かんがい用水を利用した野菜や飼料作物等の作付けが盛んである。

このため、水資源のかん養や国土保全など、多面的機能を発揮して、優良農地の保全農道やかんがい施設の保全管理等、農用地の保全に関する取り組みに要する担い手の負担を軽減するとともに、地域環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3. 旧泗水町地域

(1) 現況

本地域では、平坦地と傾斜地を併せ持つ地形を活かし、主に水稻、麦、大豆、露地野菜、酪農による飼料作物の作付が盛んである。

効率的な農業経営の展開の推進を図ることで、優良農地の保全のほか、地産地消推進のための農産物生産、都市と農村交流による農業体験の場としての役割を持った農地利用を推進する必要がある。また、水資源のかん養や国土保全など、多面的機能を發揮した優良農地の保全や、水路、農道等の地域資源の保全を図り、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産活動に努める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

4. 旧旭志地域

(1) 現況

本地域は、緩傾斜地域であり、合志川流域に展開する田は農業構造改善事業及び二鹿来川流域に展開する田や生産条件が整った集団的な農地が展開し、主に水稻を作付しているほか、畑では傾斜と標高差を利用した茶の作付が盛んである。このため、水資源のかん養や国土保全など、多面的機能を發揮して、優良農地の保全とともに、水路、農道等の地域資源の保全を図る必要があるとともに、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産活動に努める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業

用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図る活動、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧菊池地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業
②	旧七城地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業
③	旧泗水地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業
④	旧旭志地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全の向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が、1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法指定地域（旧菊池市、旧旭志村）

知事特認地域（清泉村2・1 清泉村2・2、砦村、加茂川村、泗水村、田島村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑・草地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

緩傾斜農用地（田1/100以上、畑・草地8度以上）は、すべて交付の対象とする。

ただし、知事特認地域については、急傾斜農用地と営農上一体的な管理が必要な場合のみ、交付の対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

① 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要

件を満たしたものとみなす。

- ② 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

「認定農業者に準ずる者」とは、農業経営基盤強化の促進に関する基本的構想に定められた者とする。

(4) その他必要な事項

① 土地改良通年施行等の取り扱いについて

ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲

- (ア) 土地改良通年施行は、次の掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなつた場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

- a 当該年度の 6 月 30 日までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。
- b 当該年度内に事業が修了すること。
- c 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

- (イ) (ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

- a ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）
- b 客土事業
- c その他土地改良事業等のうち a 又は b に該当する工種

イ 土地改良通年施行に係る農地の取り扱い

アの土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができます。

- ウ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変化があった農用地の取り扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があつても、当該農用地を平成 26 年度まで交付金の交付対象とすることができます。

② 地目及び農地形状等の変更による交付単価

ア 地目の変更により勾配の区分に変更があつた場合は、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となつた場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

イ 土地改良事業等の実施等により勾配の判定に変更があつた場合

(ア) 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の単価とする。

(イ) 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となつた場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

③ 農業生産条件の強化に必要な工種について

3 の(4)のイの(ア)の e 農業生産条件の強化に必要な工種は、下記の工種に「その他市が認めるもの」とする。

工種	作業内容
ほ場整備	<p><区画整理></p> <ul style="list-style-type: none">・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎・客土・土壤改良材の投入 <p><暗渠排水></p> <ul style="list-style-type: none">・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	<ul style="list-style-type: none">・現場施工による用排水路の敷設・水路（コンクリート 2 次製品）の設置・取水、分水施設の設置・ポンプ場の新設・更新・ため池の新設・改修
道路工	<ul style="list-style-type: none">・農道の新設、拡幅・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装

(5) その他必要な事項

上記で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。